

下請法・下請取引関連法令運用基準の解説と実務のポイント（4119250）

下請取引関連法令運用基準が改正されました。情報システムの開発・運用・保守では協力会社に委託して業務を遂行するのが一般的です。コンプライアンスの強化が叫ばれる今日、下請法及び下請取引関連法令運用基準の理解は必須となりました。本セミナーでは情報システムの開発・運用・保守の分野に関係するものに焦点を絞り、法令のポイントと対策について解説します。

開催日時	2019年6月3日(月) 10:00-16:00
カテゴリー	共通業務（契約管理、BCP、コンプライアンス、人的資産管理、人材育成、資産管理）・セキュリティ・システム監査 専門スキル
講師	池田聡 氏 (KOWA法律事務所 弁護士・システム監査技術者) 1989年日本興業銀行(現みずほ銀行)入行、システム部門、業務企画部門、業務監査部門、営業店長を経て、現在に至る。
参加費	J U A S 会員/ITC : 33,000円 一般 : 42,000円 (1名様あたり 消費税込み、テキスト込み) 【受講権利枚数1枚】
会場	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会 (日本橋堀留町2丁目ビル2階)
対象	民間企業の情報システム部門の契約担当者、プロマネ、調達担当者 中級
開催形式	講義
定員	30名
取得ポイント	※ITC実践力ポイント対象のセミナーです。(2時間1ポイント)
ITCA認定時間	5

主な内容

- 下請法(下請代金遅延防止法)の概要とポイント
 - 下請法の位置づけ
 - 下請法の目的
 - 下請法における用語の定義と規制対象、規制対象取引
 - 下請法の規制内容
 - 書面交付義務
 - 支払期日を定める義務
 - 書類の作成・保存義務
 - 遅延利息の支払義務
 - 禁止行為
 - 勧告/指導・調査・罰則
 - 違反行為に対する手続と運用状況
 - 私法上の効力
 - 独占禁止法
 - 下請中小企業新興法
- 下請取引関連法令運用基準の改正内容と対応のポイント
 - 下請法運用基準の改正
 - 情報システム開発に関係する改正内容と対応ポイント
- 実務にあたって生ずる問題と対応策
 - 書面を取り交わさない業務依頼
 - 担当部門が納品書・請求書の提出を忘れ支払遅延
 - 受注できなかったため、委託契約を解除
 - 無理な納期の指定
 - 対象IT投資が中止になり先行作業が不要になった
 - 「予算がない」「次回にカバーする」と説明して委託金額を値下げ

- ・規模の大きいシステムにおける検収期間
- ・仕様不適合、欠陥を理由とした支払拒絶、受領拒絶
- ・不当なやり直しと正当なやり直し
- ・大規模な開発における部分納品と委託金額支払時期の関係
- ・知的財産権を委託元に移転させること
- ・納期・仕様が変更になったが委託金額は据え置いた
- ・委託先に伝える委託内容の詳細度
- ・発注単価の一方的値下げ
- ・瑕疵担保責任期間はどのくらいが適正か
- ・品質が悪い場合、減額できるか
- ・仮単価、仮委託金額、仮納品…ほか

4 まとめ 違反行為と効果の関係